平成２３年（フ）第２８号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔833番地１
債務者　吉田　考寿
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２９号
長崎県五島市三尾野２丁目１番23号
債務者　立石　京子
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１１２号
北海道岩見沢市５条東13丁目１番地１
債務者　齋藤　禎史
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７７３号
埼玉県坂戸市芦山町４番地４　第ニ新清ハイツ101号室
債務者　山本　敏子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６号
新潟県妙高市小出雲３丁目９番５号
債務者　中村　　治
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１０４号
新潟県上越市頸城区諏訪41番地、前住所新潟県上越市稲田２丁目６番２号
債務者　宮本　裕子（旧姓星野）
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２６９８号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地５　605号棟807号室
債務者　佐藤　　浩
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７６５号
名古屋市中川区小本１丁目13番28―614号
県営小本西住宅
債務者　脇山　恵美
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８８０号
大阪市平野区瓜破東２丁目３番９―408号
債務者　大久保雅夫
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９３号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目４番23号　ヴィラ大野301号
債務者　戸成　伸吾
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３５号
大阪市生野区中川６丁目10番23号
債務者　森川　民江（旧姓二枚田）
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５６号
大阪市淀川区十三東３丁目５番１号　ホワイトマンション１Ａ号
債務者　吉原　幸嗣
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８６号
大阪府八尾市東山本新町７丁目４番８号　三恵マンション36号
債務者　吉野ゆきえ（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９３号
大阪市生野区巽南２丁目４番25―508号
債務者　大海　　彰
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９５号
大阪府東大阪市花園東町１丁目18番15号
債務者　髙橋　秀幸
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５４号
大阪府枚方市西牧野３丁目30番12号
債務者　永安　孝充
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９１号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目30番24号、前住所大阪府摂津市鳥飼中１丁目30番17―302号
債務者　冨永　卓也
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部